



表紙シリーズ

はぐくむ
喜び
～農業の魅力～
6次産業

チーズをとおして
那須を発信!

目次

タウントピックス	2
子育て・ほけんだより	17
生涯学習だより	19
図書館だより	24
タウンinformation	25
カメラスケッチ	28
みんなの広場	30
「殺生石」物語考	34



明けましておめでとうございます。皆さまには、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は令和という新しい時代が幕を開けた年でありました。8月には、新天皇となられ初めて天皇ご一家が那須御用邸に滞在されました。皇室ゆかりの地である本町といたしましては天皇陛下の御即位を祝し、奉祝記念事業を実施したところです。「即位礼正殿の儀」が宮中で行われた10月22日に、町では「天皇陛下御即位奉祝記念式典」を開催し、多くの町民の皆さまと奉祝の慶びを共有できたことを大変うれしく思っております。また、12月11日には、奉祝の慶びを形で後世に残すため「天皇陛下御即位奉祝記念植樹式」を実施いたしました。本年も自然豊かなこの町をこよなく愛する天皇陛下がご来訪になる日を心からお待ち申し上げる所存です。町民の皆さまとともに笑顔とおもてなしの心で「ロイヤルリゾート那須」を盛り上げてまいります。

昨年は令和という新しい時代が幕を開けた年でありました。8月には、新天皇となられ初めて天皇ご一家が那須御用邸に滞在されました。皇室ゆかりの地である本町といたしましては天皇陛下の御即位を祝し、奉祝記念事業を実施したところです。「即位礼正殿の儀」が宮中で行われた10月22日に、町では「天皇陛下御即位奉祝記念式典」を開催し、多くの町民の皆さまと奉祝の慶びを共有できたことを大変うれしく思っております。また、12月11日には、奉祝の慶びを形で後世に残すため「天皇陛下御即位奉祝記念植樹式」を実施いたしました。本年も自然豊かなこの町をこよなく愛する天皇陛下がご来訪になる日を心からお待ち申し上げる所存です。町民の皆さまとともに笑顔とおもてなしの心で「ロイヤルリゾート那須」を盛り上げてまいります。

育て環境の整備により人口増加を図っていかねければなりません。敬老祝金の交付対象者、金額を変更し、その差額分を「那須町すこやかこども基金」に積み立てして、町の将来を担う子ども達のために手厚い教育環境を整えてまいります。

さて、本年も第7次那須町振興計画に掲げる将来像である「みどり輝き活気と笑顔あふれるまちふるさと那須」の実現へ向け、町民の暮らしに関する分野では、防災、定住促進、福祉、ICT教育の推進、子育て支援を重点的に進めてまいります。黒田原地区に定住促進住宅の整備を計画しており、若者と子育て層の定住対策に取り組めます。また、経済分野では、私の公約である「地区別新生再生計画」の推進を念頭に、観光や農林業の振興のほか、町内を4つの地区に分け、地域の特徴を生かした活性化事業を推進します。

本年は東京オリンピックが開催される年があります。本町におきましては、聖火リレーのコースが芦野地区に決定され、3月30日のスタートにあたり出発式も開催できることとなりました。町といたしまして、聖火リレーの成功に向け、町民総ぐるみで取り組み、那須町の魅力を存分に世界へ発信してまいりたいと考えています。

今後も人口減少や少子化の進展といった大きな課題に的確に対応し、夢ある未来のため、町の魅力と活力が維持されるよう全庁を挙げて組織的・横断的に取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この1年が皆さまにとりまして幸多き年となりますよう心からお祈り申し上げます。年頭のあいさつとさせていただきます。

那須町長 平山 幸宏

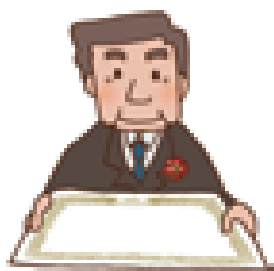
おめでとうございます! 統計調査功労者表彰



永山 拓さん(那須高原)



深沢 知光さん(旗鉾)



12月12日、第57回栃木県統計大会が宇都宮市で開催されました。統計調査員として統計の普及と発展に貢献した功績に対して、町からは2名の方が栃木県統計協会の名誉会長表彰を受賞されました。

新那須温泉供給株式会社 令和元年度地球温暖化防止活動 環境大臣表彰



稲川隆太代表

湯本地区で、主にホテル、旅館別荘に温泉を供給している新那須温泉供給株式会社(那須塩原市)が対策技術先進導入部門で、12月2日、令和元年度地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞されました。全体で166団体の推薦があり、36の団体が受賞されています。新那須温泉供給株式会社では、集中管理方式による温泉熱の有効活用と、温泉排湯熱利用ヒートポンプと高断熱保湯湯管・高断熱貯湯槽導入および搬送動力のインバーター化による省CO2を実践し、削減率約90%を実現したことが評価され、この度の受賞となりました。

農林水産省では、令和2年2月1日現在で「2020年農林業センサス」を実施します。この調査は、わが国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

1月中旬から調査員が農林業関係者を訪問しますので、農林業の経営状況などについて調査票に記入をお願いします。

調査票に記入された事項は、統計以外の目的には使用しません。

▼問合せ 企画財政課総合政策係
☎ 72 6906

2020年農林業センサスが実施されます

11月29日、ゆめプラザ・那須で、那須町自治会連合会主催による防災研修会が行われ、町内の自治会長32人が参加しました。

研修会では、NPO法人栃木県防災士会による避難所運営ゲーム(HUG)が行われ、さまざまな境遇、立場、状態にある避難者の要望を踏まえながら、どのように避難所を運営していくのかを協議し、避難所を運営するために必要な準備、情報などを確認しました。

参加した自治会長からは、「これからの防災対策として重要なことである。避難所運営を考える貴重な機会となった」「参加していない自治会長にも伝えていきたい」などの感想が上がり、地域の防災力を向上させるために真剣に研修会に取り組みました。また、自治会連合会の鈴木友実会長からは「避難所に自治会長がいるだけで、避難者は安心する。自治会長が地域の先頭に立つてもらいたい」と話がありました。

10月に発生した台風19号では、自治会長が地域のリーダーとして運営していた避難所がありました。町と自治会が協力し合いながら、地域防災力の向上と地域の安全安心を考える研修会となりました。



那須町自治会連合会 防災研修会を開催しました

那須ブランド推進委員会 第13回那須ブランド認定品募集

- 町のイメージアップや経済の発展、知名度の向上を図ることを目的として、第13回那須ブランド認定品の募集を開始します。
- ▼認定要件
- ・町で生産され、町の素材、名勝、歴史等が活かされていること
 - ・町を域外にアピールすることができること
 - ・生産者、製造者のこだわりがあり、品質が確かであること
- ▼申請資格者
- ※次のいずれかに該当する者
- ①那須町商工会会員、②那須町森林組合員、③那須町観光協会会員
- ▼応募期間 1月31日(金)まで
- ※原則として、第1回〜第12回認定品を含め1事業所1品目(種類)の認定になります。
- ▼登録料 1件1万円
- ※認定品の取扱等、詳しくはお問い合わせください。
- ▼問合せ 那須ブランド推進委員会事務局(那須町商工会)
- ☎0231
- ✉nasu_ne@shokokai-tochigi.or.jp

12月議会定例会 那須町野外研修センター設置、 管理及び使用料条例の廃止など 18議案を可決

令和元年第5回那須町議会定例会が11月29日から12月9日までの11日間開催され、18議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【人事案件】

人権擁護委員の定数が1名増えたことに伴い、新たに人権擁護委員候補者として相澤恵子氏(法師畑)が、推薦されました。

【那須町野外研修センター設置、管理及び使用料条例の廃止】

昭和52年度に整備した那須町野外研修センターについては、施設の老朽化や町全体の公共施設の適正な維持管理の財源を確保する必要があることなどを考慮し、令和2年3月末をもって施設を廃止するものとしました。

るものです。

【指定管理者の指定】

令和2年度からの那須町共同利用模範牧場の指定管理者については、引き続き「株式会社那須の農」が指定されました。

【補正予算】

台風19号により被災した道路、河川および農地等の災害復旧費を計上したほか、ふるさと那須町応援寄付金のお礼の品代に要する費用の増額や、那須スイミングドームの空調設備交換工事に要する費用などを令和元年度一般会計補正予算に計上しました。この結果、一般会計の総額は、13億6,980万円が追加され、140億3,450万円となりました。

太陽光発電設備を設置するには許可が必要な場合があります

令和元年10月1日から「那須町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」が施行されました。

対象となる太陽光発電設備を設置する場合は、町長の許可または届出が必要となります。具体的な手続きや許可基準の内容については、町ホームページをご確認ください。

▼条例の概要

①自然環境、魅力ある景観および安全安心な生活環境の保全のために必要と認められる区域を抑制区域として指定しています。

▼主な抑制区域

国立公園、県立公園、地域森林計画の森林の区域、農地、農用地区域、景観形成重点地区など

②抑制区域を含む地域では10kW以上、抑制区域外では50kW以上の太陽光発電設備で事業を行うおうとするときは、町長の許可が必要となります。

③抑制区域外で10kW以上50kW未満の太陽光発電設備で事業を行うおうとするときは、届出が必要となります。

▼問合せ 環境課環境保全係

☎026916

広域クリーンセンター大田原基幹的設備改良工事のお知らせ

大田原市と那須町の家庭から発生するごみは、近くのごみステーションで回収された後、「広域クリーンセンター大田原」(大田原市若草)に運ばれ、再資源化や焼却処分されています。

平成15年に稼働が始まった本施設も、16年が経過していることから、施設の機能保全と延命化を図る必要があります。また、温室効果ガスの削減と省エネルギーに努め、地球温暖化防止に寄与することを目的に、焼却熱による蒸気を有効利用した発電設備を設置します。今年度から令和3年度にわた

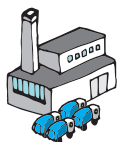
り工事を実施するため、通常のごみ処理ができませんので、皆さまにはより一層のごみの減量化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

今後も、安全・安心な施設の稼働を目指し、ごみ焼却場の整備を進めていきます。

▼問合せ 那須地区広域行政事務組合広域クリーンセンター大田原

☎0287-20-2270

<https://www.nasukouiki.or.jp/>



台風19号により被災した農地・農業用施設の 町単独災害復旧事業のお知らせ

台風19号で被害を受け、町単独災害復旧事業(1申請につき10万円～40万円未満)の対象となる農地(補助率8割)と農業用施設(補助率9割)の申請を受け付けています。事業の活用を検討している所有者は、早急にご相談ください。

■問合せ 農林振興課土地改良係 ☎72-6912



あわせて登録
備えて安心

那須町安全安心メール ヤフー！防災速報

【那須町安全安心メール】

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、QRコードを読み取ってアクセスしてください。



【ヤフー！防災速報】

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかQRコードを読み取ってアクセスしてください。※スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。



■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6901

台風19号で被災された皆さまへ 住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？

台風19号の影響を受けて、住宅ローン(リフォームローン含む)や事業性ローンなどの返済ができなくなった方(個人、個人事業者)は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することで、法的な倒産手続によらずに債務の免除・減額を受けられる場合があります。

■ガイドラインを利用するメリット

- ・弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援が無料です。
- ・財産の一部を手元に残すことができる可能性があります。
- ・債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないので、新たな借り入れに影響しません。

■留意点

- ・ローン借入先である金融機関等の同意が必要です。
- ・一定の要件(債務者の財産や収入、信用、債務総額、返済期間や利率等の支払条件、家計の状況等を総合的に判断)を満たしていることが必要です。
- ・簡易裁判所の特定調停手続を利用する必要があり、申立費用は個人負担となります。

※詳しくは、ローン借入先の金融機関等へお問い合わせください。

■制度の概要 <http://www.dgl.or.jp/>

防災のワンポイント

日頃から各家庭でも災害時に必要な物資を備えましょう。次のものは一例です。各家庭の環境にあつたものを備えましょう。

▼食品(おおむね3日分)

非常食(レトルトご飯、缶詰等)、水(飲料水、調理用)、菓子類、栄養補助食品、調味料等

▼生活用品

生活用水、充電式のラジオ、常備薬、カイロ、携帯電話の予備バッテリー、ライター、救急箱、ティッシュ、ゴミ袋、懐中電灯、

トイレットペーパー、乾電池、簡易トイレ、カセットコンロ・ガスボンベ、女性用生理用品等

▼非常用持ち出し袋

懐中電灯、毛布、食料、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、インスタントラーメン、現金、ヘルメット、ライター、缶詰、救急箱、防災頭巾、ろうそく、ナイフ、通帳、軍手、飲料水、衣類、印かん等

▼持ち歩き用非常持ち出し袋

ラジオ、ライト、乾電池、携帯充電器、歯ブラシ、携帯トイレ、ホイッスル、小銭、エマージェンシーセット・ブランケット、マップ、水筒等

特殊詐欺から財産を守る！ 那須町特殊詐欺対策電話機等購入費補助金の 申請を受け付けています

近年多発する特殊詐欺から町民皆さまの大切な財産を守るために、特殊詐欺対策電話機等の購入費の補助を開始しました。

▼対象者 次の条件を全て満たす方

- ・町に居住し、住民登録している65歳以上の方
- ・特殊詐欺対策電話機等を購入した方
- ・世帯員全員の町税等に滞納がない世帯

※補助金の交付は1世帯1度限りです。

▼対象機器 振り込め詐欺と悪質なセールスに関する着信を自動で拒否し、または自動応答録音装置等を備えた特殊詐欺対策機能を有する電話機もしくは補助機

※申請は、令和2年1月1日以降に購入したものが対象です。申請書等は町ホームページに掲載しています。詳しくは、お問い合わせください。

▼問合せ 観光商工課商工係 ☎72-6918

地域福祉の推進役 民生委員・児童委員が改選

民生委員・児童委員の任期（3年）満了に伴い、12月1日付で厚生労働大臣から交付された委嘱状の交付式が、12月6日、ゆめプラザ・那須で行われ、新任18名、再任34名、あわせて52名（うち主任児童委員3名）の委員が誕生しました。民生委員・児童委員は、常に地域住民の立場に立つて、高齢者や障がい者など、福祉を必要とする人への相談役として、また、主任児童委員は、地域の民生委員と連携を図り、児童の健全育成のための活動を行い、地域福祉の推進に活躍されています。

また、この11月30日付をもって、退任された19名の委員の皆さまには、地域福祉の向上にご尽力いただき、ありがとうございます。新委員とその担当地区、退任された方は、次のとおりです。

（敬称略）

▼新委員 左ページ表のとおり

▼退任者 佐藤セツ子、太平守博、日下部美智子、菅野 操、渡辺

せき、鈴木恵子、井上八枝子、相馬文夫、幸良正子、宮尾國昭

大森伸吾、高根澤郁夫、渡邊勝久、藤澤 實、渋井幸子、仙波

隆夫、薄葉重雄、後藤悦子、岡田昌子

▼問合せ 保健福祉課福祉係
☎ 72 6917

令和2年度 那須町会計年度 任用職員を募集します

地方公務員法と地方自治法が改正され、地方行政の担い手となっている臨時職員、非常勤特別職の適正な任用・勤務条件を確保するために、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日から導入されます。町では、令和2年度に採用する会計年度任用職員を募集します。

▼各課の募集職種

①総務課 一般行政事務

②税務課 一般行政事務、徴収嘱託員、固定資産評価補助員

③企画財政課 一般行政事務

④住民生活課 一般行政事務、診療報酬明細書（レセプト）点

検員

⑤環境課 一般行政事務

⑥保健福祉課 一般行政事務、要介護認定調査員、認知症地域支援

推進員、保健師（または看護師）

⑦こども未来課 一般行政事務、

保育士、保育士補助、嘱託指導

主事、児童家庭相談員、児童発

達相談員、用務員、調理員、施

設管理補助員

⑧農林振興課 一般行政事務

⑨農業委員会事務局 一般行政事務

⑩建設課 作業員

⑪ふるさと定住課 作業員

⑫観光商工課 一般行政事務、消

費生活相談員、陸砂利採石監視員

⑬上下水道課 一般行政事務

⑭学校教育課 教育活動指導助手、

図書支援員、用務員、教育相談

員、作業療法士、スクールソー

シャルワーカー、プログラミン

グ教育推進スーパーバイザー

⑮生涯学習課 一般行政事務、社

会教育指導員、那須歴史探訪館

館長、施設管理嘱託員

▼申込方法

次の書類を希望する課に提出

・会計年度任用職員選考試験申込書

・会計年度任用職員登録申込書

・履歴書

※詳しくは、町ホームページをご

確認ください。各様式を町ホーム

ページに掲載します。また、総務

課人事係でも配布します。

※選考（書類審査・面接）は各課

で行います。

▼受付期間（土日祝日を除く）

・学校教育課

1月7日（火）～1月20日（月）

・その他の各課

1月20日（月）～2月7日（金）

▼受付時間 午前8時30分～午後

5時15分

▼問合せ 総務課人事係

☎ 72 6901

つくってみよう！ マイナンバーカード

安全・安心で利便性の高いデジタル社会を実現するため、マイナンバーカードの取得を推進しています。マイナンバーカードは、公的な身分証明書として利用ができるだけでなく、住民票等の証明書が近くのコンビニエンスストアで取得できる便利なカードです。なお、作成には約1カ月かかります。

マイナンバーカード申請をサポートしています

「マイナンバーカードを申請したいけど、申請方法がよくわからない」「交付申請書を紛失してしまった」等、マイナンバーカード申請をお手伝いしています。写真撮影サービスも行っていますのでご利用ください。

▼写真撮影サービス時間

平日午前9時～正午、午後1～

5時金曜日は午後6時30分まで

▼問合せ

○住民生活課戸籍住民係

☎ 72 6908

○マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120・95・0178

民生委員・児童委員を紹介します



氏 名	地区名	担 当 地 区
吉 田 文 枝	音羽町4	音羽町1.2.3.4
本 澤 榮 春	幸 町 2	幸町1.2.3、前原団地
大 田 原 彰	本 町 3	本町1.2.3、上ノ原
井 上 昇	西大久保	相生町1.2.3、西大久保
福島久美子	下 川	小羽入、下川、法師畑、上ノ原団地1.2.3、塩阿久津上
渡 邊 和 夫	新小羽入	立岩、新小羽入、上川、よささ
木村久美子	新 黒 田	新黒田、旧黒田、前原、黒田団地、新黒田住宅
深 沢 知 光	旗 鉾	松ノ倉、茶臼、西田、旗鉾
相 馬 千 三	時 庭	田中、秋山沢、前久保、落合、時庭
高 久 孝	高 久	狸久保、高久、高久団地、柏、東狸久保
高 久 喜 一	戸 能	藤塩、大島1.2、山梨子、戸能、穂積、中原、大石
高根澤郁夫	小 島 1	小島1.2、羽原、新田、喜和田、漆塚上、下
菅原いく子	千 振	高津、千振、千景園、柏台、豊津、田島
品田由記子	針 生	逃室1.2.3、新逃室、松沼、吉田上、下、針生
渡 邊 昭 一	柏 沼	夕狩、新夕狩、常民夕狩、黒木、綱子、慈生会、二枚橋、トラビスト、五十里、七曲、柏沼、東観
大 島 正 則	弥 次 郎	水原、木戸、成沢、矢ノ目1.2、追田原、弥次郎
小 出 卓	本 郷 1	本郷1.2、上瀬縫、下瀬縫、橋本町、芦ノ又、あたごハイツ
鈴木健司	岡 室	筒地、岡室、新高久、愛宕前
平 山 真 美	菱 喰 内	茅沼、丸山、薄室、弓落、菱喰内、廻り谷、後藤橋、渡久保、桜久保
蓮実加代子	新西原	新西原
平 山 涼 一	松 子 2	田代、松子1.2、松田
平 野 幸 一	守 子	伊藤台、守子
齋 藤 稔	広 谷 地	喰木原、広谷地、茗ヶ沢
吉田てる子	大日向	大同、大日向
北 林 信 孝	横 沢	室野井、横沢、上半俵、下半俵、宇田島、六斗地、燕中
岡 崎 良 三	遅 山 町	遅山町、ロイヤル

氏 名	地区名	担 当 地 区
小 林 昌 枝	元 湯 町	奥那須、元湯町、湯本本町、大町、川向町
木 村 豊 子	西 町	見晴町、西町
人 見 國 明	占 勝 園	旭町、湯本仲町、占勝園
海 藤 邦 雄	那須高原	那須高原
石 山 一 男	那須高原	東町
高 松 清 人	ロイヤルバレー	ロイヤルバレー
人 見 悦 夫	一 ツ 樅	池田、一ツ樅
平 山 圭 子	長 南 寺	北条、長南寺、小深堀
浅 井 敏 寛	大 谷	北沢、荻久保、大谷
高根澤勝美	大 沢	大沢、大深堀
荒 井 紀 子	上 野 町	下芦野、唐木田、上野町、川原町
高 橋 秀 美	横 町 下	西坂、中の川、黒川
米 山 典 子	横 町 上	仲町上、中、下、横町上、下、新道、芦野団地
深 澤 善 壽	峯 岸	新町、大ヶ谷、峯岸、板屋、高瀬
白 井 智 子	三ヶ村	三ヶ村、寄居本郷、豆沢、寄居大久保、明神、中重、山中
深 澤 秋 男	水塩大久保	白井、吉ノ目、上下田、太平、塩阿久津下、石住、水塩大久保
高 橋 喜 子	下 町	下町
小河原邦夫	睦 家	睦家(芋淵を除く)、梁瀬、東岩崎
橋 本 光 生	上 町	上町
関戸恵美子	大和須	上郷、大和須
榮 田 章 一	梓	梓
佐 藤 淳 一	蓼 沢	蓼沢、大畑
稲 沢 道 夫	稲 沢	稲沢
菊 地 厚 子	幸 町 1	那須地区の一部(主任児童委員)
相 馬 朋 子	本 町 3	那須地区の一部(主任児童委員)
須藤とよ子	横 町 下	芦野、伊王野地区(主任児童委員)

町県民税・所得税

の申告の受け付けが始まります

申告が必要な方



○令和元年（平成31年）中に所得があつた方

令和2年1月1日現在、那須町に住所があり、令和元年（平成31年）中に所得（収入）がある方は申告が必要となります。

- ・事業所得（営業・農業）、不動産所得、譲渡所得、一時所得、雑所得等がある方
- ・給与所得者で給与以外の所得がある方、または2力所以上から給与を受けた方
- ・給与所得者で年末調整を受けなかった方（中途退職した方等）
- ・給与所得者で、年末調整では控除できない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを受ける方

○公的年金を受給している方

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の確定申告が必要ない場合であっても、公的年金の源泉徴収票に記載されていない次の各種控除を受ける方は

町県民税の申告が必要です（申告がない場合、町県民税が高く計算されることがあります）。

- ・年金天引き以外で支払った社会保険料（国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料等）がある方
- ・生命保険料や地震保険料を支払った方
- ・配偶者や扶養親族の控除をする方
- ・本人または控除対象配偶者、扶養親族が障害者手帳をお持ちの方
- ・寡婦または寡夫の方（寡夫は扶養親族である方がいる場合）
- ・医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除をする方など

○所得（収入）がなくても町県民税の申告が必要な方

所得がない人の申告は、税務課または各支所で随時受け付けています。

- ・児童手当等の各種手当または給付金を受ける方や、国民年金の免除申請をする方
- ・所得証明書や非課税証明書が必要な方（会社の社会保険の被扶養者になっている方等）
- ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方など

※所得が一定額以下の場合、国民健康保険税の軽減措置の適用がありますが、申告がないと受けることができません。

とができません。

○申告が必要かわからない方

申告が必要かどうか確認したい方は、給与や公的年金の源泉徴収票を手元にご用意の上、お問い合わせください。

申告に必要なもの



○確定申告のお知らせは（税務署から事前に送付を受けた方のみ）

※平成28年分以降の「所得税及び復興特別所得税」または「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の相談会場で提出した方は、昨年の確定申告から申告書等用紙に代えて、税務署から「確定申告のお知らせ」をはがきで送付しています。

- ・税理士会による無料申告相談会場
- ・地方公共団体による申告相談会場
- ・青色申告会による相談会場

○本人確認書類

マイナンバーカード、または番号確認書類（通知カード、マイナンバーの記載がある住民票と身元確認書類（運転免許証など）※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者についても、マイナン

バーの記載が必要です。ただし、番号確認書類と身元確認書類の添付は必要ありません。

○印かん

○給与・公的年金等の令和元年（平成31年）分の源泉徴収票や、事業所得に伴う支払調書（コピー不可）

※源泉徴収票を紛失した場合は、申告までに給与や年金の支払者に再発行してもらってください。

○収支内訳書（営業、農業、不動産などの所得がある方）

○各種控除証明書（生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料・個人年金保険料・各種社会保険料等）

○障害者手帳または障害者控除対象者認定書（本人または家族で障害者控除の適用を受ける方）

○申告者本人の預金通帳（所得税の還付を受ける方や、新規に口座振替を申込み方は通帳と通帳印が必要です）

○利用者識別番号（番号の交付を受けていない方で町の相談会場に来場される方は、会場で電子申告に必要な利用者識別番号を取得します）

※過去に、町の相談会場で番号を取得している方は必要ありません。○その他関係書類（申告の内容により添付書類がそれぞれ異なりますので、事前にご確認ください）

申告書の作成は、国税庁ホームページの便利な「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください

ご自宅のパソコンやスマートフォンから確定申告書が作成できますので、申告書を印刷し書面で提出するか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)のどちらかを選ぶことができます。

e-Taxには「マイナンバーカード方式」と「ID・パスワード方式」があります。「マイナンバーカード方式」には、マイナンバーカードとICカードリーダライタが必要です。また、「ID・パスワード方式」には、税務署が発行した電子申告用IDとパスワードが必要です。【国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>】

注意事項



申告相談会場は大変混み合います。領収書などはあらかじめ自宅集計するなどして、相談時間の短縮にご協力ください。また、申告に必要な書類がそろっていないと、正しい税額を計算することができません。日頃から必要書類の整理・保管を心掛けましょう。

▼事業所得（営業・農業）、不動産所得

- ・収支計算の基礎となる領収書・帳簿などを必ず整理記帳してお持ちください。

- ※収入や経費等を記帳していない方は、自身で計算した後に申告相談してください。

- ・作成した帳簿は7年間、請求書や納品書、領収書等の書類は5年間保存してください。

- ・新たに記帳を行う方や記帳の仕方が分からない方は、税務課にご相談ください。

医療費控除

- ・支払った医療費の領収書は、個人別・病院別に分け事前に集計し明細書を作成してください。
- ・対象となる領収書は令和元年（平成31年）中に支払った分で

す（領収印の日付を確認してください）。例えば、12月分の入院費用を令和2年1月になってから支払った領収書は、今回の申告には含みません。

- ・老人施設等の介護保険サービスに対する費用を医療費控除する場合は、必ず「医療費控除の対象となる金額」が明記された領収書をお持ちください（施設に医療費控除用の領収書を発行してもらってください）。

- ・医療費に対して補てんされた金額（高額医療費や医療保険金等）がある場合は、その金額がわかるようにしてください。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

- ・令和元年（平成31年）中に入居し初めて控除を受ける方は、次の書類が必要です。

- ①登記事項証明書または登記簿謄本（抄）本

- ②請負契約書（売買契約書）の写し

- ③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

- ※増改築や中古住宅、認定長期優良住宅について控除を受ける場合は、右記のほかに各種証明書が必要です。

- ・住宅の建築にあたって補助金の交付を受けた場合は、その金額がわかるようにしてください。
- ・土地についても住宅借入金等特

別控除を受ける場合は、土地の①②も必要です。

- ・2年目以降も申告により住宅借入金等特別控除を受ける方（農業や自営業の方、年末調整をしていない方）は、③の年末残高証明書と税務署から発行される住宅借入金等特別控除申告書をご持参ください。

収用等により資産を譲渡した場合の特別控除の特例

- ・公共事業施行者の収用などにより、土地・建物などの資産を譲渡した場合で特別控除の特例を受ける方は、次の書類が必要です。

- ①公共事業施行者が交付した各種証明書（買取り等の申出証明書、買取り等の証明書等）

- ②契約書（土地、建物、移転補償）

- ③移転補償等に基づき支出した内容がわかる領収書

復興特別所得税について

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から令和19年分までの各年分は、所得税とあわせて復興特別所得税の申告と納付をすることとされています。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則としてその年分の所得税額）に2.1%の税率を乗じて得た金額です。

その他

- ・申告書や収支内訳書等は、税務課または各支所の窓口で用意してあります。

- ・申告期間中は、税務課で申告を受け付けることはできません（収入のない方の申告は除きます）。

- ・自身で申告書を作成できる方は、完成した申告書を申告会場に持参するか、大田原税務署に直接提出してください（大田原税務署へは郵送で提出することもできます）。

- ・以前に生じた損失を引き続き翌年に繰越控除したい方は、令和元年（平成31年）中に申告する所得がなくても、損失申告用の確定申告書を提出しなければなりません（青色申告者の純損失、特定居住用財産や上場株式等に係る譲渡損失は3年）。

- ・町の申告会場で消費税申告書の作成はできません。消費税の申告は、大田原税務署で申告してください（11頁掲載）。

▼問合せ 税務課町民税係
☎ 6903



町県民税・所得税の申告相談会

申告期間 2月14日(金)～3月16日(月)※土日祝日を除く

■受付時間 【午前の部】午前8時～11時30分 【午後の部】正午～午後4時

■相談時間 【午前の部】午前8時30分～正午 【午後の部】午後1時～5時

町県民税は、私たちの日常生活に身近な関わりをもつ県や町の仕事のための費用を、住民の方がその負担能力(所得)に応じて分担し合うという性格の税金です。申告の必要な皆さんが自ら所得を申告し、所得に応じた税負担をしていたことは、課税の公平性を維持するために重要なものです。

下記日程のとおり申告相談会を開催しますので、申告期限内に正しい申告を済まされますようお願いいたします。

令和2年度 町県民税申告日程表

会 場	期 日	区 域 ・ 受 付 時 間	
		午前(午前8時～午前11時30分)	午後(正午～午後4時)
伊王野基幹 集落センター	2月14日(金)	東岩崎 陸家 梁瀬	沼野井 稲沢
	2月17日(月)	上町	下町 上郷
	2月18日(火)	大和須 大畑	藁沢 梓
芦野基幹 集落センター	2月19日(水)	寄居本郷 寄居大久保 明神 中重 山中	下芦野 唐木田 上野町 川原町 三ヶ村 黒川 塩阿久津下 中の川 新道 白井
	2月20日(木)	豆沢 高瀬 峯岸 板屋 大ヶ谷 上下田 太平 吉の目	仲町上・中・下 横町上・下 新町上・下 西坂 芦野団地
高原公民館	2月21日(金)	湯本本町 大町 旭町 東町 占勝園 元湯 奥那須	蕨中 室野井 六斗地 横沢 上半俵 下半俵
	2月25日(火)	那須高原 湯本仲町 川向町 見晴町 西町 遅山町	宇田島 広谷地 守子 伊藤台
那須町 文化センター	2月26日(水)	漆塚上・下	北条 山梨子 穂積 戸能 新田 喜和田 大石
	2月27日(木)	よささ みやび 長南寺 藤塩 大日向	上の原 黒田団地 茗ヶ沢 田代 喰木原 高久 高久団地 前原団地 上の原団地
	2月28日(金)	池田	松子1・2 一ツ樫 大深堀 ロイヤルバレー
	3月 2日(月)	新西原 橋本町 愛宕前 上瀬縫 下瀬縫 本郷1・2	松田 廻り谷 渡久保 新高久 芦の又 丸山
	3月 3日(火)	逃室1・2・3 新逃室	千振 千景園 吉田上・下 松沼 針生
	3月 4日(水)	田島 高津 柏沼 二枚橋	トラピスト 綱子 夕狩 常民夕狩 新夕狩 荻久保 東観 豊津 中原
	3月 5日(木)	桜久保 後藤橋 弓落	柏台 大谷 北沢 小深堀
	3月 6日(金)	大沢 矢の目1・2 弥次郎 旗鉾 慈生会 黒木 五十里	菱喰内 薄室 筒地 あたごハイツ 茅沼 岡室 木戸 水原 成沢
	3月 9日(月)	大同 七曲	大島1・2 小島1・2
	3月10日(火)	上川 羽原 狸久保 東狸久保	秋山沢 柏 小羽入 新小羽入 下川 前原 前久保 立岩
	3月11日(水)	時庭 落合 田中 追田原 石住 西田	松の倉 茶臼 新黒田 旧黒田 新黒田住宅
	3月12日(木)	西大久保 水塩大久保 塩阿久津上 法師畑	幸町1・2・3
	3月13日(金)	相生町1・2・3	本町1・2・3
	3月16日(月)	音羽町1・2・3・4	

※混雑状況によっては、午前中に来場しても午後からの受付になる場合があります。

※青色申告の方、雑損控除がある方、増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける方、建物の売却による譲渡所得がある方、先物取引や未公開株の譲渡所得がある方、贈与税・相続税等の申告がある方、国外における所得がある方は、大田原税務署で申告してください。

税理士が行う 還付申告無料税務相談

大田原税務署からのお知らせ

○令和元年(平成31年)分の
確定申告会場

所得税・個人消費税・贈与税の
確定申告会場を次のとおり設置し
ます。

▼期 間 2月17日(月)～3月16日(月)
(土日祝日を除く)

▼受付時間 午前8時30分～午後
4時(相談時間は午前9時から
また、申告書の提出は午後5時
まで)

▼注意事項

・駐車場は大変混雑しますので左
折入場をお願いします。

・確定申告会場は大変混雑するた
め、長時間お待ちいただく場合
や受付を早めに締め切る場合が
あります。

▼開庁日対応 宇都宮税務署で
2月24日(月)、3月1日(日)に申告
相談等の対応を実施します。

関東信越税理士会大田原支部で
は、確定申告期にあわせ、会員事
務所で還付申告無料税務相談を実
施します。

▼日 時 2月5日(水)午前9時30
分～午後4時

▼場 所 関東信越税理士会大田
原支部会員事務所

▼対 象 所得金額300万円以
下の給与所得者、年金受給者で
還付申告をする方

○令和元年分所得税・
消費税説明会

【消費税課税事業者等】

▼日 時 1月27日(月)午前10時～
正午、午後2時～4時(午前と
午後2回開催)

【営業所得や不動産所得等のある
白色申告者】

▼日 時 1月28日(火)午前10時～
正午

【農業所得のある白色申告者】

▼日 時 1月28日(火)午後2時～
4時

▼場 所 大田原市役所本庁舎1
階101市民協働ホール
(大田原市本町1-4-1)

▼問合せ 大田原税務署(代表)
☎0287-22-3155

〒324-8642
大田原市紫塚1-5-54

▼申込方法 自宅や勤務先近くの
税理士や知り合いの税理士に前
日までに電話でお申し込みくだ
さい。

※税務署やインターネットで電話
番号が確認できます。

▼問合せ 税理士会大田原支部支
部長(遠山)

☎0287-36-2780



所得税確定申告書を自身で作成する方へ
納付額確認書の発行について

所得税確定申告書を自身で作成
し税務署に提出する方に、各種保
険税等の納付額確認書を発行して
います。なお、発行には手続きが
必要です。

▼対象額 平成31年1月1日から
令和元年12月31日までに国民健
康保険税、介護保険料および後
期高齢者医療保険料を納付書ま
たは口座振替で納付した保険税
等の額

▼申請場所 税務課(役場1階)
▼必要書類 本人確認ができるも

要介護認定を受けている方へ

税法上の障害者控除認定

要介護認定を受けている方で、
次に該当する方は、町が交付する
「障害者控除対象者認定申請書」
を提出することで、障害者控除を
受けることができます。なお、発
行には手続きが必要です。

▼対 象 65歳以上で要介護認定
を受けている方のうち、「障害
者等であることの認定基準」に
該当する方(要支援1・2の方
は除きます)

▼申請者 本人または本人を扶養
申告する方

▼申請期間 1月14日(火)～3月16
日(月)

の(運転免許証等)

※年金天引き(特別徴収)で納付
している場合は、年金支払者から
送付される源泉徴収票で各保険税
等の納付額の確認をお願いします。
※税務署が行う申告相談会で申告
する方は、納付額確認書の提出は
必要ありません。

▼問合せ 税務課庶務諸税係
☎(72)6936

▼交付手数料 無料

▼必要書類 介護保険被保険者証
印かん、本人以外が申請する場
合は本人確認ができるもの(運
転免許証等)

※基準があるため、要介護認定を
受けている方が必ずしも対象にな
るとは限りません。

※身体障害者手帳をお持ちの方は、
手帳により税の申告を行ってくだ
さい。

※発行には、20分程度の時間がか
かります。

▼申込み・問合せ 保健福祉課介
護保険係 ☎(72)6910

